

○ 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）（平成14年6月金融庁総務企画局）

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>A 基本ガイドライン</p> <p>（電子開示システム届出書の提出方法）</p> <p>2-1 電子手続府令第2条第1項の規定により電子開示システム届出書（電子手続府令第2条第1項に規定する電子開示システム届出書をいう。以下同じ。）を提出する場合は、郵送その他の方法により提出するものとする。この場合には、当該電子開示システム届出書を提出しようとする届出者（電子手続府令第2条第1項に規定する届出者をいう。）に書面を郵送するための封筒（当該届出者の宛先を記載し、当該届出者が料金を負担するものに限る。）1枚を提出するものとする。</p> <p>[削る。]</p> | <p>A 基本ガイドライン</p> <p>（電子開示システム届出書の提出方法）</p> <p>2-1 電子手続府令第2条第1項の規定により電子開示システム届出書（電子手続府令第2条第1項に規定する電子開示システム届出書をいう。以下同じ。）を提出する場合は、郵送その他の方法により提出するものとする。この場合には、当該電子開示システム届出書を提出しようとする届出者（電子手続府令第2条第1項に規定する届出者をいう。）に書面を郵送するための封筒（日本工業規格A4版の用紙1枚を折りたたんだ状態で郵送することができる大きさのもので、当該届出者の宛先を記載し、当該届出者が料金を負担するものに限る。）1枚を提出するものとする。</p> <p>（電子証明書）</p> <p>3-2 開示用電子情報処理組織を使用して電子開示手続又は任意電子開示手続を行う場合には、商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項に規定する証明書を使用することができるものとする。</p> |